

○電柱等を設置するために行政財産の一部を使用させる場合の取扱いについて

〔昭和 35 年 3 月 28 日〕  
〔蔵 管 第 700 号〕

改正 昭和 60 年 4 月 18 日蔵理第 1414 号  
平成 7 年 11 月 30 日同 第 4616 号  
同 12 年 12 月 26 日同 第 4612 号  
同 13 年 4 月 16 日財理第 1494 号  
同 16 年 4 月 1 日同 第 1294 号  
同 19 年 1 月 22 日同第 244-2 号  
同 28 年 3 月 29 日同 第 1095 号  
大蔵省管財局長から各財務局長宛

標記のことについて、別紙のように各省各庁大臣官房会計課長あて通達したから、通知する。

別 紙

電柱等を設置するため行政財産の一部を使用させる場合の取扱いについて

〔昭和 35 年 3 月 28 日〕  
〔蔵 管 第 700 号〕

大蔵省管財局長から各省各庁官房会計課長宛

行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準については、昭和 33 年 1 月 7 日付蔵管第 1 号をもって通達したところであるが、電柱等(線路を支持するために利用するものをいう。)を設置するため行政財産の一部を使用させる場合の使用料については、電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 120 条第 1 項に規定する認定電気通信事業者にあつては、電気通信事業法施行令(昭和 60 年政令第 75 号)第 6 条に定める額により、電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 2 条第 1 項第 17 号に規定する電気事業者にあつては、当該電気事業者等の内規により定められた使用料によることとしたから承知せられたい。

なお、上記の場合にあつては、使用許可期間を原則として電気通信事業法施行令第 6 条により定められた額が改定されるまで又は電気事業者等の内規により定められた使用料が改定されるまでとし、当該改定が、使用許可した日の翌日から 30 年を超える場合には、その使用許可期間は 30 年とする。